

# 青森県報

第千八百九十五号

平成十三年七月十三日(金曜日)

## 目次

### 告示

- 公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 農業関連大災の指定……………(構造政策課) ……二
- 農業関連大災の指定の果樹の栽培面積等……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……三
- 公 告
- 学校におけるインターネット接続環境構築のための機器の購入に係る一般競争入札……………(情報政策課) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……五
- 出先機関
- 土地改良事業施行協議の適当の決定……………(中地方農林南水産事務所) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 公安委員会
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……六
- 風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………(同) ……七
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) ……七

### 告示

### 示

青森県告示第四百二十四号  
 平成九年八月四日青森県告示第五百三十四号(公印の印影を印刷することができる文書)の一部を次のように改正する。

平成十三年七月十三日

青森県知事 木村守男

第六号を次のように改める。

六 県税の賦課徴収に係る次に掲げるもの

- 1 納税通知書
- 2 減額通知書
- 3 賦課取消書
- 4 減免通知書
- 5 過誤納金還付(充当)通知書
- 6 督促状
- 7 催告書
- 8 口座振替済通知書
- 9 口座振替不能通知書
- 10 個人事業税納付書
- 11 自動車税徴収引受通知書
- 12 自動車税納税証明書

13 県税特別徴収交付金決定通知書

青森県告示第四百二十五号

青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）  
第二条第一項の規定により、平成十三年四月二十一日から同月二十三日までの間の低温及び降霜を同項の農業関連天災として指定する。

平成十三年七月十三日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第四百二十六号

平成十三年七月十三日青森県告示第四百二十五号をもって農業関連天災として指定した平成十三年四月二十一日から同月二十三日までの間の低温及び降霜に関し、青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例（昭和五十三年三月青森県条例第三号）の規定により次のとおり果樹の栽培面積等を定めたので告示する。

平成十三年七月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 果樹の栽培面積

青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例（以下「条例」という。）第二条第一項の知事が定める面積は、果樹につき、五アールとする。

二 農機具の範囲

条例第二条第三項の知事が定める農機具は、購入価額が十二万円以下の農機具とする。

三 経営資金の貸付期間

条例第二条第三項の知事が定める期間は、告示の日から平成十四年一月三十一日までとする。

四 経営資金の貸付限度額

1 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、同条第一項の市町村長が認定する損失額に百分の四十五（果樹栽培者（その行う農業に

ついて、果樹の栽培を主な業務とし、かつ、同項の市町村長が認定する損失額のうち果樹の栽培に係る部分がその百分の五十以上である被害農業者（条例第二条第一項の被害農業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられる場合は、百分の五十五）を乗じて得た額とする。

五 知事が定める資金

2 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、別表一のとおりとする。  
条例第二条第三項第一号の知事が定める資金は、果樹の栽培に必要な資金（果樹栽培者に貸し付けられるものに限る。以下「指定資金」という。）とする。

六 知事が定める法人

条例第二条第三項第一号の知事が定める法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる法人とする。

1 農事組合法人

2 農事組合法人のほか、農業を主な業務とする法人（その構成員のすべてが同一世帯に属するものを除く。）でその常時使用する従業者の数が三十人以下のもの

七 経営資金の償還期限

条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、別表二のとおりとする。  
特別被害地域の指定

八 特別被害地域の指定

条例第二条第四項第一号の知事が指定する区域は、別表三のとおりとする。  
九 経営資金の総額  
条例第四条の知事が定める額は、七億円とする。

別表一

貸 付 け の 区 分	額
一 指定法人に貸し付けられる場合	二千万円（指定資金として貸し付けられるときに限り、二千五百万円）
二 指定資金として貸し付けられる場合（一に該当する場合は除く。）	五百万円
三 一又は二に該当する場合以外の場合	二百万円

別表二

貸付の区分	期限
一 条例第二条第二項の特別被害農業者で同条第四項第一号の特別被害地域内において農業を営むものに貸し付けられる場合	六年
二 開拓者又は条例第二条第三項第三号の市町村長の認定を受けた被害農業者に貸し付けられる場合(一に該当する場合を除く。)	五年
三 指定資金として貸し付けられる場合(一又は二に該当する場合を除く。)	五年
四 一から三までに該当する場合以外の場合	三年

別表二

- 一 大鱧町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における大鱧町及び蔵館町の区域
- 二 平賀町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における竹館村の区域
- 三 碓ヶ関村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における碓ヶ関村の区域

青森県告示第四百二十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十三年七月十三日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二六番地 木下尚	蛇浦
下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦二九番地 中塚義光	
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷二七番地 富岡弘芳	

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元七番地二 藤巻光春	今別町東部
東津軽郡今別町大字大泊字大村元一〇番地 上野初男	
東津軽郡今別町大字奥平部字砥石五三番地八一 横岡 亘	

公 告

学校におけるインターネット接続環境構築のための機器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十三年七月十三日

青森県知事 木村守男

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
  - 学校におけるインターネット接続環境構築のための機器 一式
- 二 納入期限
  - 平成十三年十一月十二日
- 三 納入場所
  - 入札説明書による。
- 四 入札に参加する者に必要な資格
  - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 平成十一年六月三十日青森県告示第四百七十四号(物品等の競争入札参加資格)、平成十二年一月二十六日青森県告示第五十号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十三年一月二十九日青森県告示第四十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により物品の購入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画振興部情報政策課情報推進班

電話 〇一七―七三四―九一五九

2 入札書の提出期限

平成十三年八月二十七日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁北棟庁舎三階中会議室

(二) 日時

平成十三年九月三日 午後一時三十分

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第五百九十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結する。

八 落札者の決定方法

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行う。

い、かつ、九の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の納入機器等証明書を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県企画振興部情報政策課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該証明書の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の納入機器等証明書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Equipment for the Internet connectivity environmental construction in schools (1set)

2 Time limit for tender:  
4:45 P.M August 27, 2001

3 Contact point for the notice:  
Information Policy Division,  
Aomori Prefectural Government,  
1-1-1 Nagashima,  
Aomori City, Aomori 030-8570  
Japan  
Tel. 017-734-9159

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラピア

八戸市江陽二の一四の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二の一四

代表取締役 橋本 昭一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 更正会社 株式会社長崎屋

管財人 福田 國幹

東京都中央区東日本橋三の七の一四

2 八戸ショッピングセンター開発株式会社

八戸市江陽二の一四

代表取締役 橋本 昭一

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の 施設の運 営方法に 関する事 項	駐車場の 自動車の 出入口の 数及び位 置	出入口十六か所 出入口一か所 出口二か所	出入口十五か所 出入口一か所 出口二か所	平成 一三・七・六
区	分	変 更 前	変 更 後	年 月 日 更

五 届出年月日

平成十三年六月二十九日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十三年七月十三日から同年十一月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十三年十一月十三日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、弘前市の行う坂元地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月十三日

中南地方農林水産事務所長 佐々木 勝 英

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月十六日から同年八月十三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、弘前市の行う加藤堰2号地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年七月十三日

中南地方農林水産事務所長 佐々木 勝 英

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成十三年七月十六日から同年八月十三日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年七月十三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	CRナナシーフ2	豊丸産業株式会社
同	CR魔人王国	株式会社ソフィア
同	男の花道SV	同 右
同	CR必殺仕事人X1	京楽産業株式会社
同	CRファイバーワイドパワフルSP	株式会社三共
回胴式遊技機	ファンキーダイナマイト2	アルゼ株式会社
同	ヘラクレス	同 右
同	サイバードラゴン	山佐株式会社
同	ダンスグループ30	テクノコーシン株式会社
同	オサンポテンゴク	高砂電器産業株式会社
同	タカラブネ	株式会社オリンピア

青森県公安委員会告示第三十八号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号)第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十三年七月十三日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

行事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
八戸七夕まつり	平成十三年七月二十日から同月二十三日まで	八戸市
八戸三社大祭	平成十三年八月一日から同月四日まで	八戸市
弘前ねぶたまつり	平成十三年八月二日から同月八日まで	弘前市
青森ねぶた祭	平成十三年八月三日から同月八日まで	青森市
五所川原立佞武多	平成十三年八月四日から同月九日まで	五所川原市

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年七月十三日

青森県警察本部長 田端智明

一 特定役務の名称及び数量

道路標識調査入力委託の単価契約 九万八千六百四十五本(予定数量)

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部会計課

青森市新町二丁目三番一号

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十三年六月六日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティエムイー東北

仙台市青葉区昭和町一番三七号

六 契約金額

五百九十八・五〇円(一本あたり単価)

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十三年四月二十七日